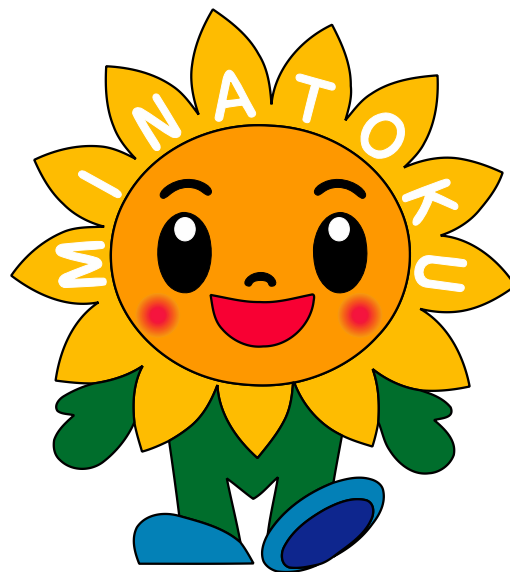


大阪市港区地域福祉計画

2024(令和6)年度～2026(令和8)年度

～だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり～



令和6年4月
大阪市港区役所

～ 目 次 ～

第1章	港区地域福祉計画について	
1	策定の背景	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	2
第2章	港区における現状と課題	3～5
第3章	基本理念と基本目標	
1	基本理念と基本理念の考え方	6
2	基本目標	7～8
第4章	基本目標の達成に向けた具体的な取組	
	基本目標1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり	
①	多様な主体による地域福祉活動	9～10
②	地域福祉の担い手の育成	10
③	いきいきと健康で自分らしく暮らすための支援	11
④	避難行動要支援者への支援	12
⑤	地域福祉推進のための財政基盤の強化	12
■	基本目標1の成果目標	13
	基本目標2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり	
①	専門的相談機能の充実	14～15
②	相談しやすいしくみづくり	15～16
③	さまざまな相談支援機関の連携による支援の充実	16～17
④	虐待・DV防止施策の推進	17～18
⑤	判断能力の不十分な人への支援	18～19
■	基本目標2の成果目標	19
第5章	地域福祉計画の推進にあたって	
①	地域支援システムについて	20～22
②	計画の進捗管理と評価	22
資料編		
	統計データ	24～30
	用語解説	31～34
	主な相談窓口	35～36

第１章 港区地域福祉計画について

1 策定の背景

平成２４年に大阪市において、区の地域福祉の取組を推進するため、「大阪市地域福祉推進指針」を策定したことに伴い、港区における地域福祉を推進するための仕組みや方針を示し、地域福祉の取組を推進し、「港区将来ビジョン」の実現に向けて、平成２５年に第１期「大阪市港区地域福祉計画（平成２５年度～平成２７年度）」を策定しました。

平成２８年に「港区将来ビジョン」はその進捗や、法律や制度の改定状況等を踏まえ、「港区まちづくりビジョン」として改定されたことに伴い、平成２８年に第２期「大阪市港区地域福祉計画（平成２８年度～平成３１年度）」を策定しました。

その後、「港区まちづくりビジョン」の計画期間の延長、改定に伴い、第２期の「大阪市港区地域福祉計画（平成２８年度～令和８年度）」に計画期間を延長しました。

大阪市では平成３０年に「第１期大阪市地域福祉基本計画（平成３０年度～令和２年度）」を、令和３年３月に「第２期大阪市地域福祉基本計画（令和３年度～令和５年度）」を策定しました。

このたび大阪市では、国・社会の動向や法制度、実態調査の結果や現行計画に基づく取組の進捗状況等を反映させた、「第３期大阪市地域福祉基本計画 ２０２４(令和６)年度～２０２６(令和８)年度」が策定されました。

そのため、港区では、この策定内容を踏まえ、住民をはじめ、地域において活動する多様な主体と行政が、一層協力して地域福祉を支える基盤をしっかりと作り、高齢者、こども、外国につながる住民といった世代や背景の異なる人々のだれもが住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らせるまちづくりを進めるために、第３期「港区地域福祉計画 ２０２４(令和６)年度～２０２６(令和８)年度」を策定します。

2 計画の位置づけ

港区においては、「港区まちづくりビジョン」において、『「暮らして楽しい」「遊んで楽しい」「働いて楽しい」未来と世界にひらくまち』をめざし、それを実現するために①区民主体のまちづくり②安全・安心・快適なまちづくり③だれもが健やかにいきいきと暮らせるまちづくり④「まちぐるみで子育て」と「多様な学び」を応援するまちづくり⑤訪れたい魅力と活気あふれるまちづくりの5つの柱を中心に区政を推進していくこととしています。

この地域福祉計画は、住民、福祉活動団体、福祉事業者、区役所などが、それぞれの役割の中でお互いに力を合わせる関係をつくり、住民のボランティア活動、関係諸団体の活動、公的サービスの連携のもとで、「自助」、「共助」、「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」をつくるための「理念」と「仕組み」を、港区の実態を踏まえて区独自につくるための計画であり、「港区まちづくりビジョン」を実現するために不可欠なものです。

また、住民の日常生活に関わるさまざまな分野の取組を、地域福祉の視点から総合的に進めるため、関連する各種計画（大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、大阪市子ども・子育て支援計画、大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画、大阪市健康増進計画「すこやか大阪21」等）を推進する共通の仕組みとして、市民参加や協働の促進、福祉サービスの利用支援などについて定めています。

さらに、地域福祉を推進する団体である港区社会福祉協議会が、市民・民間団体等の参画と協働を進めるために策定した「地域福祉活動計画」と理念・方向性を共有し、車の両輪となって地域福祉を推進するものです。

3 計画期間

計画の期間については、「港区まちづくりビジョン」「港区地域福祉活動計画」「大阪市地域福祉基本計画」との整合性を図るために2024(令和6)年度から2026(令和8)年度までとします。

港区地域福祉活動計画



大阪市地域福祉基本計画



第2章 港区における現状と課題

現 状

- 65歳以上の人口については、大阪市全体で増加する中、港区でも同様に増加しており、高齢化率は大阪市全体は25.5%、港区は27.7%と大阪市全体と比べて高齢化が進んでいます。
- 高齢のひとり暮らし世帯が、大阪市全体で増えており、港区では、65歳以上高齢者のいる世帯のうち44%がひとり暮らし世帯です。
- 地域で把握されていない、もしくは高齢者自身が周囲に自分の状況を知られたくないなど、潜在化している支援の必要な高齢者が増えています。
- 地域福祉活動の担い手が高齢化し、新たな担い手が不足しています。
- 8050 問題、老老介護、ダブルケア、ヤングケアラーなど、地域福祉課題はますます多様化・複雑化しています。
- 少子化と子育て世帯の福祉的課題として、大阪市や全国の出生率と比較しても（出生率：全国6.8%、大阪市7.7%、港区6.5%）、長期的な少子化の傾向が顕著になっており、社会環境が変化する中で、身近に相談できる相手がなく社会的に孤立し、育児不安やストレスを抱える子育て世帯が増加しています。

※このページの統計数値は、いずれも令和2年時点

課 題

- 地域福祉の支援体制づくり

地域におけるさまざまな生活課題を抱えた障害のある人や高齢者の相談への対応、支援が必要な人への見守り体制などを関係機関と連携して、福祉の制度につなぐ地域福祉の支援体制づくりが極めて重要です。

- 地域福祉活動の理解促進

地域住民に対して地域福祉活動の理解を促進するため、子育て支援や障がい者・認知症高齢者等を取り巻く課題等について、講演会等で啓発するとともに地域福祉活動の担い手に対する、研修会、交流会、イベントを地域住民、港区社会福祉協議会や各種団体と連携して取組を進めていく必要があります。

- さまざまな活動主体による協働の取組

だれもが住み慣れた地域の中で、安心して自分らしく、地域でいきいきと暮らせるよう、行政のみならず、地域住民、NPO、社会福祉事業者、企業等のさまざまな活動主体による協働の取組を広げていくことが必要です。

- 実行性のある避難支援

災害時に備え、避難行動要支援者の安否確認の重要性を踏まえ、地域において理解の浸透を図るとともに、個別避難計画の作成など実行性のある避難支援が求められます。



- 子育て家庭に対する支援

子育て家庭に対する支援については、主任児童委員、子ども・子育てプラザや子育て支援センター等と連携して行い、子育ての不安と負担軽減を図る必要があります。

- 生活困窮者に対する支援

相談窓口において、生活困窮者が抱える課題を広く受け止め、課題解決のために必要な支援を提供するとともに、さまざまなサービス等につなぐことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援していく必要があります。

- 孤立世帯等への対応

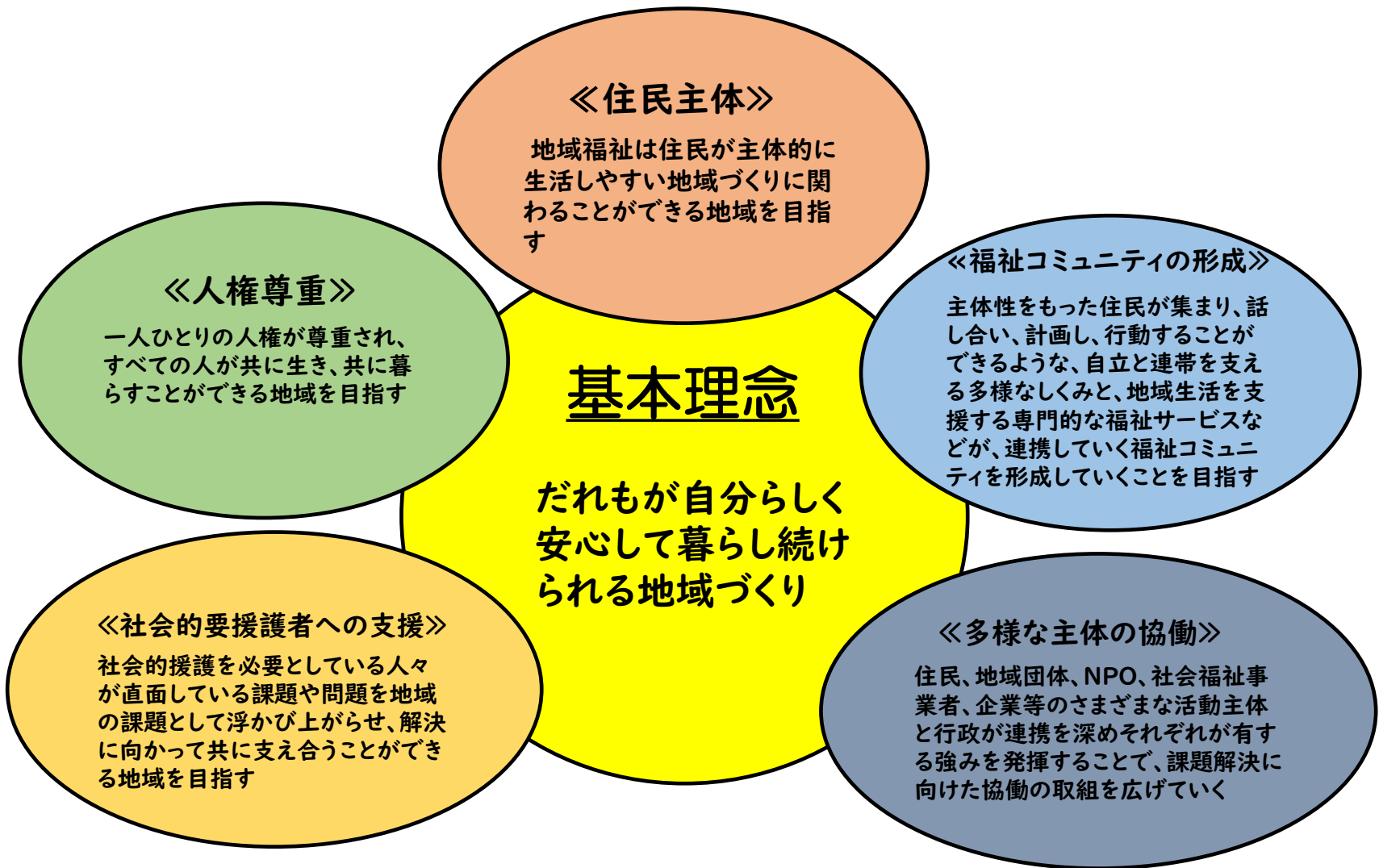
支援が必要な状況にあるにも関わらず、自ら相談することができない状態にある世帯等に対しては、住民による見守りや必要に応じて専門職がその人たちのもとへ積極的に向かい、つながりをつくる取り組みが必要なため、保健福祉センターが、区社協の見守り相談室や地域包括支援センター、大阪市子ども相談センター等の専門相談支援機関や民生委員等と連携して、的確な対応を図る必要があります。

- 複雑化、多様化、深刻化する福祉課題への対応

福祉課題は、一層複雑化、多様化、深刻化し、施策分野ごとの体制では対応しきれないため、各関係機関が連携を強化していく必要があります。

第3章 基本理念と基本目標

Ⅰ 基本理念と基本理念の考え方



2 基本目標

基本目標Ⅰ 気にかける・つながる・支え合う地域づくり

こどもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、人と人とのつながりにおいて、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで、地域で孤立せずその人らしい生活を送ることができるような「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」を進めていきます。

施策の方向性

- ① 多様な主体による地域福祉活動
- ② 地域福祉の担い手の育成
- ③ いきいきと健康で自分らしく暮らすための支援
- ④ 避難行動要支援者への支援
- ⑤ 地域福祉推進のための財政基盤の強化

○ 地域共生社会のイメージ図



出典:厚生労働省ホームページ 地域共生社会のポータルサイト

基本目標2

だれでも・いつでも・なんでも言える 相談支援体制づくり

さまざまな課題を解決するためには、その声に耳を傾け、地域全体の課題として受け止め、包括的な支援を行うことができる仕組みを作る必要があります。

支援を必要とするすべての人に必要な支援が行き届く地域社会の実現に向けて、生活の場である地域を基盤として、「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」を進めていきます。

施策の方向性

- ① 専門的相談機能の充実
- ② 相談しやすい仕組みづくり
- ③ さまざまな相談支援機関の連携による支援の充実
- ④ 虐待・DV防止施策の推進
- ⑤ 判断能力の不十分な人々への支援

○ 社会福祉法における理念、施策、事業の関係性



出典：厚生労働省

第4章 基本目標の達成に向けた具体的な取組

港区地域福祉計画を進めるにあたっては、SDGs（持続可能な開発目標）の達成を目指して積極的に取り組みます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

基本目標1

気にかける・つながる・支え合う地域づくり



① 多様な主体による地域福祉活動

取組の方向性

日常生活や災害時に障がいのある人や高齢者など支援が必要な人を見守ったり互いに支え合っていくためには、地域におけるつながりと支えあう関係づくりが不可欠です。地域におけるつながりの重要性について、より多くの人々が理解し、地域で様々な人やグループ、団体が主体的に活動できるよう、地域福祉の取組を推進していきます。

ア) 区社協による地域福祉活動への支援

- だれもが地域で安心して暮らしていけるよう、より身近な地域福祉の課題の解決を図るために、各地域で策定した「地域福祉活動計画」を実行にできるよう必要な支援を行います。

イ) 企業や各主体・各団体の福祉活動への参加の促進

- これまで地域福祉活動に関わっていなかった企業や各主体・各団体にも働きかけて、地域の見守りの仕組みや居場所づくりを充実します。

ウ) 多様な主体との協働したネットワークの構築

- 重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現するため、関係機関との連携を引き続き進めていきます。
- 地域福祉の向上と楽しみながら福祉を考えるきっかけづくり、また多様な団体・ボランティアグループなどと協働したさまざまなネットワークの構築を目的に、「みなとふれあい福祉のひろば」等の取組を支援し、地域に広く福祉についての理解を深めます。



出典：厚生労働省（一部を抜粋）

エ) 地域における地域福祉活動の実施に向けた継続的な支援

- ・ 「地域活動協議会」が「まちづくりセンター」等の支援を受け、ビジネス的手法や多様な支援手法などを活用して地域福祉活動を実施できるよう、取組を支援します。

② 地域福祉の担い手の育成

取組の方向性

これまで地域福祉活動の中心的な役割を果たしてきた人たちだけでなく、若い世代など地域福祉活動への関わりが薄かった人たちにも地域福祉活動を身近に感じ参加できるように取り組みます。

ア) 地域福祉活動をはじめるきっかけとなる情報発信

- ・ 「港区ボランティア・市民活動センター」では、住民・地域のニーズに合わせた講座等を開催するなど、地域課題の現状を踏まえた取組を行うとともに、ボランティア活動情報紙の発行により、登録ボランティアの取組や、学校・企業・施設での地域に根ざした活動の様子を広く住民に周知します。
- ・ サロン活動や百歳体操などの介護予防活動といったさまざまな地域福祉活動やボランティアの情報を集積・発信するとともに、地域福祉の担い手の発掘や育成を促進します。
- ・ 福祉とは直接的に関連のない分野で地域の活動を支えている担い手たちに対しても、今後福祉活動への参画につながるよう、情報提供・情報共有・活動する場面づくりの支援等を行います。

イ) 福祉に関する広報啓発

- ・ 将来の地域の担い手となる小中学生に対しては、学校において、体験学習等を通じて思いやりや助け合いの心がはぐくまれるよう福祉教育を推進するとともに、大阪が誇りとする社会福祉の歴史や港区のまちの歩み、魅力を学ぶ機会を提供し、地域への愛着や支えあう心を育成します。
- ・ 広く地域住民に対する地域福祉活動の理解を促進するため、子育て支援や障がい者・認知症高齢者等を取り巻く課題等についての講演会等を開催するとともに、地域福祉活動の担い手に対する研修会や交流会を開催します。

ウ) 地域福祉活動の支援・バックアップ

- ・ 地域福祉活動をやりがいや充実感をもって継続してもらうため、区役所と社会福祉協議会が連携して、活動の支援やサポート体制を強化します。

③ いきいきと健康で自分らしく暮らすための支援

取組の方向性

一人ひとりが「自分らしく生きる」ためには、地域とつながりながら暮らし続けていくこと、また、それを実現するには、公的なサービスだけでなく、地域のさまざまな力が必要であるため、地域福祉がとても重要となっています。支援が必要なときも自分らしく生きることを支援するという権利擁護の視点を基盤として、すべての取組を進めていきます。

ア) 自分らしく暮らすことを支援する地域づくり

- ・ 「いきいきサロン」や「子育てサロン」、世代間交流を促す「ふれあい喫茶」など、高齢者やこどもたちを自然な交流の中で見守り支える地域社会づくりを進めていくため、「居場所」を増やす支援を行います。また、生きづらさを抱える方の参加しやすい「居場所」づくりも支援していきます。
- ・ 支援の必要な障がいのある人や高齢者等の買い物や身の回りのことなどを住民同士でサポートするマッチングの仕組みを普及し、障がいのある人や高齢者など要支援者の在宅生活の支援を促進します。
- ・ サロン活動や介護予防活動などを通じ、高齢者が役割や生きがいを持って暮らしていけるような地域づくりを進めます。
- ・ 障がい者の自立支援を進めるため、計画相談支援及び障がい児や相談支援を利用している人をよりニーズに合ったサービスの利用に結び付くよう周知利用を進める必要があります。
- ・ 大切にしていることや、望んでいること、どのような医療や介護を受けたいかについて、ご自身で考えたり、信頼する人たちと話し合ったりする、「人生会議【ACP】アドバンス・ケア・プランニング」の普及にかかる取組を大阪市港区在宅医療・介護連携推進会議等において進めます。



イ) 健康寿命の延伸

- ・ 住民の主体的な運動習慣づくりや健康づくりのきっかけとなるよう、11月を港区健康月間とし、区内の企業や団体、グループ、関係機関などと連携し、「健康フェスタ」をはじめ多彩なイベントや講座などを開催して幅広い住民の参加を促します。
- ・ 24区の中でも、平均寿命・健康寿命が短く、がん検診や特定健康診査の受診率が低い港区の現状を踏まえ、健康寿命の延伸に向けて取り組むとともに、疾病の早期発見につながるよう、がん検診や特定健康診査を受診しやすい環境整備など、受診率の向上をめざします。
- ・ こころの健康は「生活の質」に大きく影響するものであるため、いきいきと自分らしく暮らすために、「広報みなと」での周知や「みなとこころの講座」などを開催して、こころの健康づくりの啓発に取り組みます。

④ 避難行動要支援者への支援

取組の方向性

自主防災組織等と連携しながら避難行動要支援者の個別避難計画の作成等、避難支援等の一連の活動が適切かつ円滑に実施されるよう取り組みます。

ア) 避難行動要支援者に支援できる体制づくり

- ・ 災害時に避難行動要支援者を的確に支援できる体制づくりを、地域の中で日常の見守り活動を行う団体（町会、民生委員、ネットワーク委員等）と自主防災組織、福祉サービス事業者等が連携して進めます。
- ・ 高齢者・障がいのある人などの避難行動要支援者を含む住民が、災害時に少しでも円滑な避難生活が送れるよう、平時から地域とのつながりをもち、災害に対する備えができるよう、自助・共助の理解を促進します。また、福祉避難所に対して避難所開設訓練等の実施を働きかけます。

イ) 個別避難計画の作成

- ・ 災害時に自力での避難が難しい方の命を守るために、一人ひとりの避難場所、避難方法、避難を支援する方（支援者）等を決めておく「個別避難計画」の作成を進めていきます。
- ・ 過去の災害で多くの高齢者や障がいのある人が犠牲になっていることを受けて、災害対策基本法が令和3年5月に改正され「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務となり、おおむね5年で「個別避難計画」を作成することになっていることから、港区では自主防災組織と日頃の見守り活動を行っている方々と連携しながら計画的に作成していきます。



⑤ 地域福祉推進のための財政基盤の強化

取組の方向性

あらゆる地域福祉活動で財政基盤を整えていくため取り組みます。

ア) 活動資金の調達に向けた取組

- ・ 地域住民と共同募金・赤十字募金・善意募金に取り組むとともに、活動資金調達に向けた助成金情報等を提供して地域福祉推進のための財政基盤の強化を図ります。

■基本目標Ⅰの成果目標

	平成28年度 実績値	令和元年度 実績値	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値
区民モニターアンケートにおいて「ご近所どうして『声かけ』『見守り』『助け合い』『支え合い』が行われている」と答えた区民の割合	55.9%	48.4%	47.1%	55%以上
区民モニターアンケートにおいて「身近な場所で実施されている地域福祉活動のことを知っている」と答えた区民の割合	—	28.9%	50.8%	60%以上
区民モニターアンケートにおいて「地域福祉活動が活発に行われている」と答えた区民の割合	36.0%	32.8%	65.1%	75%以上
区民モニターアンケートにおいて「住んでいる地域(港区内)は高齢者や障がいのある人、子どもにとって住みやすい」と答えた区民の割合	45.9%	46.8%	64.3%	70%以上
区民モニターアンケートにおいて「災害が発生した時、お住いの地域で助け合うことができる」と答えた区民の割合	52.0%	51.2%	50.3%	70%以上

基本目標2

だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり



① 専門的相談機能の充実

取組の方向性

保健福祉センターでは、高齢者虐待、障がい者虐待及び児童虐待事案などへの迅速で的確な対応・判断が求められるとともに、複合的な課題が重複する困難な事案が増加しており、解決に向けて的確な対応が求められています。そのようなケースに対応するため、保健福祉センターが関係機関と連携して、その役割と責務を果たせるよう、対人援助技術や専門性の向上を図ります。

また、専門支援相談体制により、窓口に来られた方に適切な支援を行うとともに、窓口に来られない方に対しては、積極的なアウトリーチを行い、また、より多くの方に相談窓口の情報が届くように取り組みます。

ア) 専門的相談体制について

- ・「見守り相談室」「地域包括支援センター」「港区障がい者基幹相談支援センター」などが地域と連携し、自ら相談できない人へのアウトリーチを行うとともに、それぞれが連携して、適切な支援を行います。
- ・「くらしのサポートコーナー」では、各制度の狭間に置かれている生活困窮者に対して、自立相談支援を行っています。また、ハローワークや総合就職サポート事業者等による職業紹介や就労訓練事業などの就労自立支援や、弁護士による法律相談や支援員による家計改善支援を行っています。
- ・スクールソーシャルワーカーの区内市立学校への巡回・派遣や、スクールカウンセラーの区内小中学校への配置の充実を図り、それらを相互に連携して行う教育相談事業を実施することにより、児童・生徒の福祉的課題等の解決を図ります。
- ・発達障がいのある子どもと保護者が、速やかに診断や医療につながる相談を受けることができ、早期の療育や適切な保育・教育等につながるまで専門的な支援のもとに安心して育児ができるよう、臨床心理士等専門職を長期的・安定的に確保し、早期の段階で継続的な相談支援を実施する体制を構築します。
- ・心身障がい者リハビリテーションセンター、こころの健康センター、こども相談センターなど専門性の高い後方支援機能を活用するとともに、権利擁護や認知症支援、障がい者支援等に関する福祉事業者の取組と連携することによって、保健福祉センターの専門性を高めます。
- ・ひとり親家庭の支援の充実に向けて、区役所とハローワークや社会福祉協議会が連携するとともに、子育てに不安を抱える保護者等を支援するため、子育て支援関係機関や主任児童委員が協力して取り組みます。
- ・子育て家庭や妊娠している方に対し、それぞれのニーズにあった教育、保育施設や地域の身近な子育て支援施設を円滑に利用いただけるよう、利用者支援専門員を配置して、情報提供を行い相談に応じます。

イ) 福祉専門職の育成

- ・ 港区障がい者地域自立支援協議会では、障がいのある人が抱える課題解決など計画相談員や支援員のスキルアップにつながるような研修や情報交換の場を設定しています。今後も区域のサービス提供事業所等の状況を把握し、相談支援事業において適切に活用できるよう努めます。
- ・ 分野別ケース検討会議等において、関係機関職員のスキルアップを図るため、困難事例等の検討及び研究を行います。

② 相談しやすい仕組みづくり

取組の方向性

支援を必要とするすべての人に必要な支援が行き届くように、相談しやすい体制づくりを推進していきます。



ア) 見守り体制について

- ・ 地域の福祉課題が「複雑化・多様化・深刻化」しているため、各地域に地域見守りコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置し、生活の身近なところで相談に応じ、地域のネットワーク委員と連携した見守り体制をつくるとともに、専門機関と連携して福祉制度につなげる役割を担います。
- ・ 地域と行政が一体となって、日頃からの見守り活動や、地域の社会資源のネットワークの強化を図るため、「見守り相談室」を設置して、地域におけるきめ細やかな見守りネットワークの実現をめざします。また、港区の強みである見守り協力事業者との連携を活かして、自らSOSの声を発信できない方にもアプローチできるよう気づきの目を増やしていきます。

イ) 子育て家庭等について

- ・ 子育て家庭や妊娠している方に対し、それぞれのニーズにあった教育や保育施設、地域の身近な子育て支援施設を円滑に利用いただけるよう、利用者支援専門員を配置して、情報提供を行い相談に応じます。
- ・ 子育て家庭の不安の解消を図るため、産後できる限り速やかにすべての子育て家庭を訪問し、課題の早期発見に努めます。子育て支援室と保健師、主任児童委員が連携して、身近な地域でのこどもの見守りやサロンに参加されない親子への支援など、迅速かつ柔軟な支援活動を行います。
- ・ 全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行っていく機関として、こども家庭センターを令和6年4月に港区役所に設置し、これまで以上に母子保健分野と児童福祉分野の連携を密にした取組を進めていきます。

ウ) 発達が気になることについて

- ・ 発達障がいのあるこどもの保護者など同じ立場で共通する課題や悩みを持つ人たちが、それぞれの経験を活かして相談に応じる、介護者を含めた当事者による相談（ピアカウンセリング）を実施し、悩みをその人自身の力で克服できるように援助するとともに、関係機関等との連携を図ることにより確実な支援を行います。
- ・ 発達が気になるこどもとその保護者を対象に、親子で遊び等を通じて、保護者がこどもの発達の特性について正しく認識して適切な対応ができるよう、家庭児童相談員とともに考える少人数グループの教室（ひまわりルーム）を実施し、必要に応じて発達検査や児童発達支援の受給につなぐなど、早期に確実な援助と支援を行います。

③ さまざまな相談支援機関の連携による支援の充実

取組の方向性

さまざまな相談支援機関が連携することで、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、受け止めることができる相談支援体制の構築をめざします。

複合的な課題を抱えている事例や、制度の狭間に陥りがちな事例に対応できるよう、「総合的な相談支援調整の場（つながる場）」を活用し、さまざまな相談支援機関が連携して支援する取組を推進します。



ア) 相談機関の連携について

- ・ 高齢者や障がいのある人に対する支援については、保健、福祉、医療等の相談支援機関が参画する障がい者・高齢者虐待防止連絡会議、認知症連絡会、在宅医療・介護連携推進会議、障がい者地域自立支援協議会、みなまるネットにおいて、情報共有や意見交換、連携のための協議や検討、個別ケース検討会議等を行い、ネットワークの強化や職員のスキルアップを図ります。
- ・ 子育て家庭に対する支援については、区役所の子育て支援室が第一義的なこども家庭相談の窓口であり、市民に身近な相談機関としてこどもの福祉に関する支援を、主任児童委員、子ども・子育てプラザや子育て支援センター等と連携して行い、子育ての不安と負担軽減を図っています。また、児童虐待の防止に向けて要保護児童対策地域協議会で情報を共有し、個別ケースへの的確な対応を図ります。さらに、複合的な課題を抱えるこどもや家庭の実態やニーズを踏まえ、他の支援機関と連携して必要な支援や対策に取り組めます。

- ・ 年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題のあるヤングケアラーについて、社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができないため、市の関係局と連携を図りながら区役所の子育て支援室が普及啓発に努めるとともに、相談の窓口として、福祉・介護・医療・教育等の関係機関が連携し、早期に発見して子どもらしい生活を送るための支援につなげる対策に取り組みます。
- ・ 生活困窮者に対する支援については、生活困窮者自立支援法に基づき、社会的孤立等により自らSOSを出すことが難しい生活困窮者が早期に支援につながるよう、区役所の各部署において生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うとともに、関係機関等から構成される会議（支援会議）を開催し、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行い、支援につなげていきます。
- ・ 在宅医療・介護連携を進めるため、在宅医療・介護連携推進会議を開催し、連携のための方策の検討、多職種を対象とした研修の実施、ネットワークづくり等に取り組むとともに、在宅医療・介護連携の相談窓口を設置し、医療・介護関係者の連携を促進します。
- ・ 区内福祉事業関係団体の社会福祉施設連絡会、デイ事業者連絡会、障害者施設連絡会の開催等を通し、地域福祉活動についての情報交換を行い、事業者間の日頃の連携強化・協働の取組を推進します。

イ) 総合的な相談支援体制の充実

- ・ 保健福祉センターが開催する「総合的な支援調整の場（つながる場）」を通じて、分野横断的な連携・支援により、複合的な課題を抱えた要援護者を適切な支援につなげるとともに、問題解決を図る仕組みを構築する総合的な相談支援体制の充実強化を図ります。

④ 虐待・DV防止施策の推進

取組の方向性

虐待についての知識・理解の普及啓発に努めるなど、虐待防止の地域づくりを推進します。

ア) 虐待防止に向けた地域連携の推進

- ・ 虐待等の権利侵害の発生予防や早期相談・早期発見のため、住民が権利擁護の必要性や権利侵害に関する正しい知識・理解を身につけ、虐待を発見したときは通報するなどの協力が得られるよう、啓発や通報窓口の周知を行います。
- ・ 介護支援事業者や民生委員等に対して障がい者・高齢者虐待を早期に発見する視点や発見した際の対応策について研修を行い、知識を深めるとともに、障がい者基幹相談支援センター、地域包括支援センター、総合相談窓口（ブランチ）、保健福祉センターとの連携を促進します。

- ・ 児童虐待の防止・早期発見・アフターケアの各々の段階に応じた施策を総合的に展開するため、児童福祉関係各機関により構成された「要保護児童対策地域協議会」の運営により、実務者会議によって実行性ある支援策を検討し、個別ケースに応じた援助、対策を行います。さらに、令和2年度からは市の重点施策として「重大な児童虐待ゼロ」の実現を優先課題とし、児童虐待未然防止、早期発見の強化事業として、保育施設等の関係機関との連携強化や臨床心理士を配置し、相談体制の強化に取り組んでいます。
- ・ 障がいのある人や高齢者の虐待を早期に発見し、適切な支援や見守りについて情報交換を行うため、関係機関により構成された「障がい者・高齢者虐待防止連絡会議」の運営を行い、個別ケースに応じた対応の充実に努めます。
- ・ DV被害者について、配偶者暴力相談支援センター等関係機関と連携し、迅速かつ安全な保護及び各種法制度の利用に関する援助などの自立支援を行います。

⑤ 判断能力の不十分な人への支援

取組の方向性

個人としての尊厳が重んじられその尊厳にふさわしい生活が保障されるよう、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の意思決定を支援し、本人が選択できる機会を確保するための取組を進めます。

ア) 認知症の人やその家族等にやさしいまちづくり

- ・ 令和7年には団塊の世代が75歳以上となり、今後ますます認知症高齢者や重度の要介護状態の方の増加が見込まれるため、認知症の当事者の方の声をもとに、認知症があってもなくても暮らしやすいやさしいまちづくりを目指します。
- ・ 当事者の方の声をもとに、医師会・歯科医師会・薬剤師会・保健福祉センター・地域包括支援センター・総合相談窓口（ブランチ）・認知症初期集中支援チーム（オレンジチーム）が連携し、当事者が声を発信できる住民が暮らしやすい地域を創る機運を高めていきます。
- ・ 当事者の方の声をもとに、生きがいや希望を持って暮らすために、自分の希望する役割を発揮できる「居場所」をつくる取組の支援を行います。
- ・ 当事者の方の声をもとに、地域住民・地域の専門職に向け、認知症の理解及び認知症の方への適切な声かけ等の対応方法を学ぶことを目的とした、「認知症学ぼう会」や「認知症見守り声かけ訓練」などを開催し理解を深めていきます。
- ・ 認知症の早期発見、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築するため、地域包括支援センターに認知症初期集中支援チーム（オレンジチーム）を設置し、アセスメントや受診勧奨、家族サポート等の初期支援を包括的・集中的に行います。

- ・ 認知症高齢者支援事業「ひまわりじゃらん」を充実し、医療・福祉・介護事業者や企業、地域住民等の協力を得て、行方不明の恐れがある認知症高齢者等に対する見守りネットワークを構築することによって、万が一認知症高齢者等が行方不明となった場合に、警察捜索の補完的なものとして、早期発見・保護につなげます。
- ・ 消費者被害を未然に防止するために、見守りネットワークとの連携等、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットの強化を図るとともに、悪質商法が疑われる店舗を発見したら消費者センター等と協力して情報収集に努め、地域に情報提供、啓発を行います。
- ・ 認知症サポーター養成講座を地域・企業・学校で開催し、認知症の理解と地域で支えるための活動の充実に努めます。

イ) 成年後見制度等の利用促進

- ・ 成年後見制度やあんしんさぼーと事業が円滑に利用されるように、制度の周知・啓発や相談体制の充実や早い段階での対応に努めます。

■基本目標2の成果目標

	平成28年度 実績値	令和元年度 実績値	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値
区民モニターアンケートにおいて「保健福祉や介護に関する相談の場が身近にある」と答えた区民の割合	44.9%	41.8%	58.8%	60%以上
区民モニターアンケートにおいて「在宅での緩和ケア、看取りについて考えていきたいと思う」と答えた区民の割合	—	62.7%	66.1%	70%以上
区民モニターアンケートにおいて「虐待ではないかと疑われる状況を見かけたら通報する」と答えた区民の割合	69.0%	77.6%	86.1%	90%以上

第5章 地域福祉計画の推進にあたって

① 地域支援システムについて

誰もが住み慣れた地域において、自分らしく健康で安心して暮らし続けられる地域社会（福祉コミュニティ）を実現するためには、住民や地域団体、関係機関等と、行政とが連携し、福祉課題を把握し、施策や事業の進め方に反映するための、総合的な福祉システムを構築することが必要です。

港区では、区政運営やまちづくりにご意見や評価をいただく「区政会議」を条例に基づき設置し、区民の意見やニーズを施策や事業の立案段階からの的確に把握し、施策等に反映させながら推進するとともに、その成果について評価をいただきながら区政運営を行っています。

平成25年には、区役所（保健福祉センター）と区内の保健福祉に関する関係機関が緊密に連携するための仕組みとして、各施策の福祉課題を地域支援調整チーム会議で集約し、区政会議福祉部会の議論を踏まえて区政に反映し、必要に応じて大阪市に対し提案を行う、区独自の新たな「地域支援システム」を構築しました。

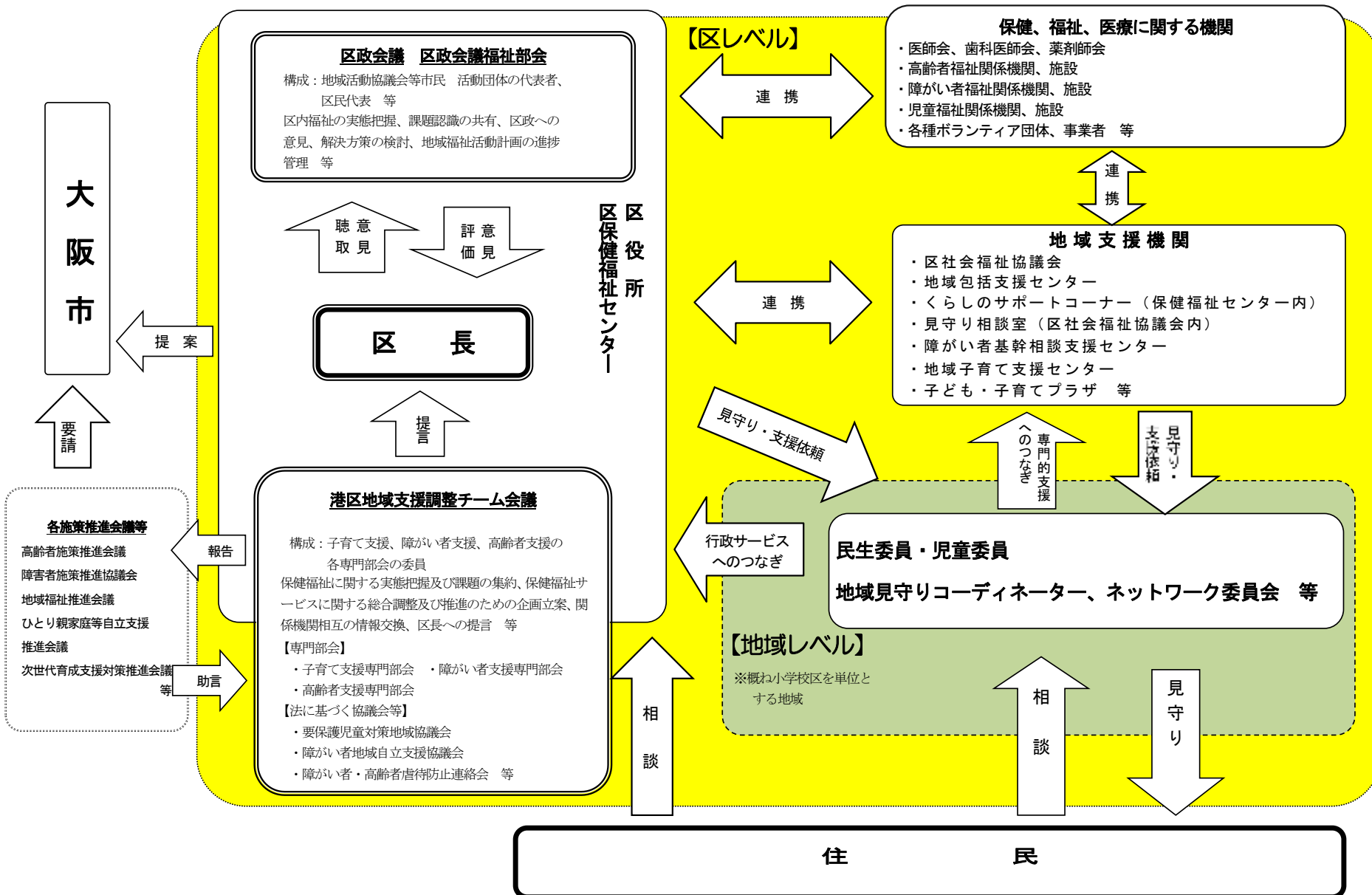
この地域支援システムによって、高齢や障がい、子育て、生活困窮等による個別のケースの検証から地域で解決すべき福祉課題を見つけ、地域住民と共有し地域の実情に応じて課題の解決に取り組むことを通じて、地域福祉の向上をめざします。

地域支援調整チームの運営にあたっては、既に港区で構築されているネットワークを活かして、地域の自主的な活動や自由な発想を福祉施策に反映しています。また、虐待等の事案に対しては、行政として責任を果たすことができるように、要保護児童対策地域協議会や障がい者・高齢者虐待防止連絡会を充実するとともに、地域の担い手と連携して効果的な対策を講じます。

地域支援システム全体図

【市レベル】

※ 下記の関係図を基本的な骨組みとして、地域の実情に応じて柔軟な運用を行う。



地域支援システムは、「地域レベル」「区レベル」「市レベル」の各層のネットワークにより、支援を必要としている住民を支援する仕組みです。高齢者をはじめ支援を必要としているすべての住民を対象に、地域での見守り、課題発見や相談支援、関係機関への連絡調整、事例検討によるサービス調整や地域支援のあり方の検討、よりよい地域づくりのための取組の実施及び開発、関係先への提言を行っています。

各層の考え方については、次のとおりです。

【地域レベル】

- ・ 概ね小学校区を単位とする地域において、「地域活動協議会」及び「地域社会福祉協議会」「地域ネットワーク委員会」が住民主体による地域福祉活動を行っています。
- ・ 身近なところでの相談、見守り活動、緊急時の一時的な援助等を行う「地域見守りコーディネーター」を各小学校下配置し、地域における住民主体の福祉コミュニティづくりを推進します。
- ・ だれもが地域で安心して暮らしていけるよう、より身近な地域福祉を、各地域の実態に応じて推進するため、各小学校下において住民主体により作成した「地域福祉活動計画」を推進するために必要な支援を行います。

【区レベル】

- ・ 区保健福祉センター、区社会福祉協議会及び専門機関等が連携し、地域レベルの取組を支援します。
- ・ 「区政会議」を設置し、区域内の基礎自治に関する施策や事業など区政運営について、地域事情や特性に応じて、計画段階から多様な区民との対話や協働により推進していくとともに、区政運営の評価をいただきながら区政を推進していきます。
- ・ 保健福祉に関する関係機関と区保健福祉センターとが緊密に連携するための仕組みとして、各施策の福祉課題を「地域支援調整チーム会議」で集約し、区政会議福祉部会の議論を踏まえて区政に反映し、必要に応じて大阪市に対し提案を行います。

【市レベル】

- ・ 地域及び区の相談支援機関に対する後方支援機能を整備し、効果的な支援を行います。また、全市レベルの会議である各施策の推進会議等で、各区における「区政会議」等からの提言について検討し、必要に応じて大阪市に要請していきます。

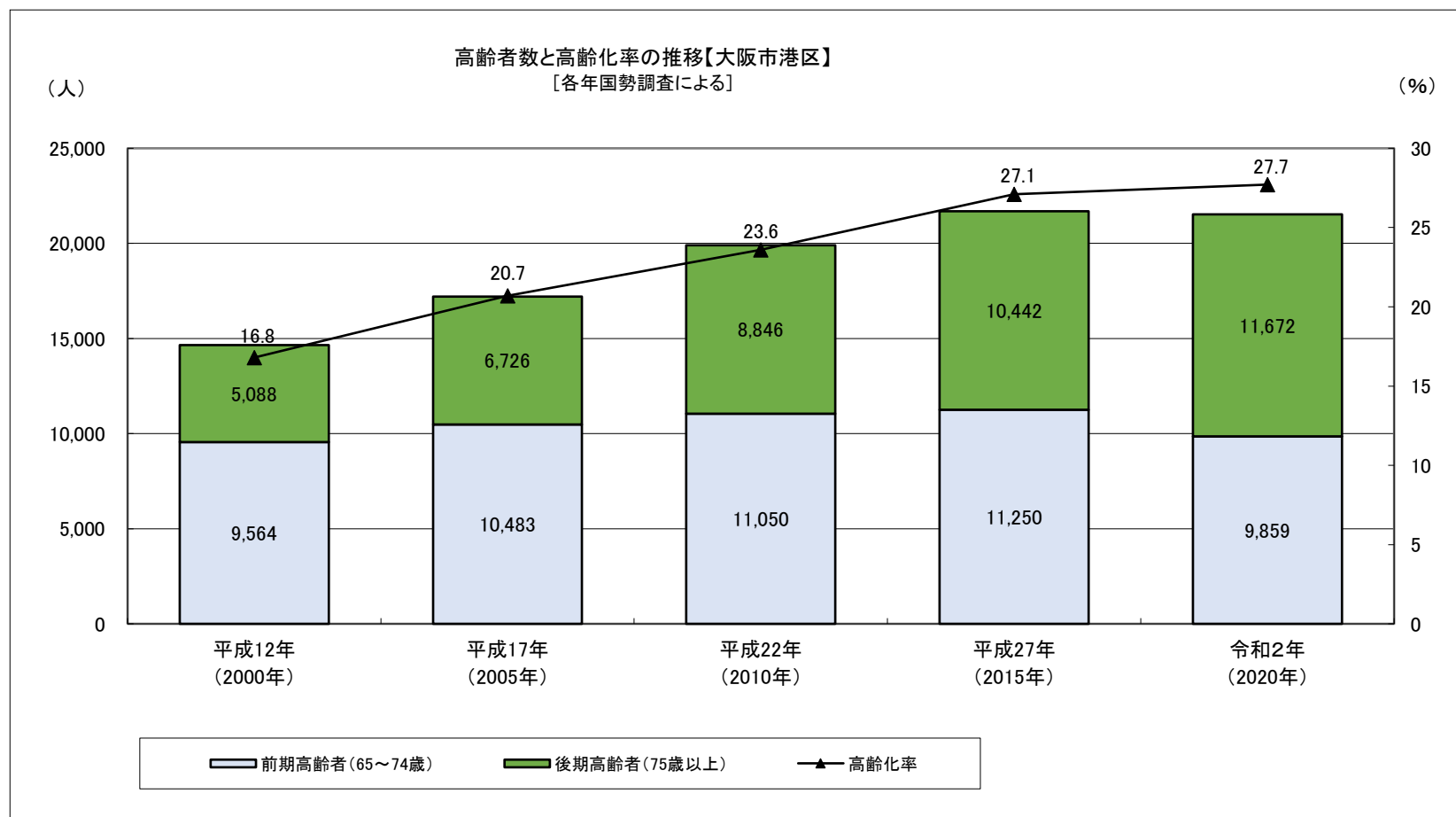
② 計画の進捗管理と評価

この計画を推進するためには、行政、事業者、地域、住民が連携しながらそれぞれの役割をしっかりと果たすことが必要です。

したがって、計画に基づく施策や事業の進捗について、港区地域支援調整チーム会議（P21）における、障がい者・高齢者・子育て支援の各専門部会などでの意見等を踏まえ、区政会議の福祉部会において点検と評価を行い、その成果と課題を明らかにしたうえで、必要に応じて会議を開催し、見直しを行います。

資 料 編

資料1

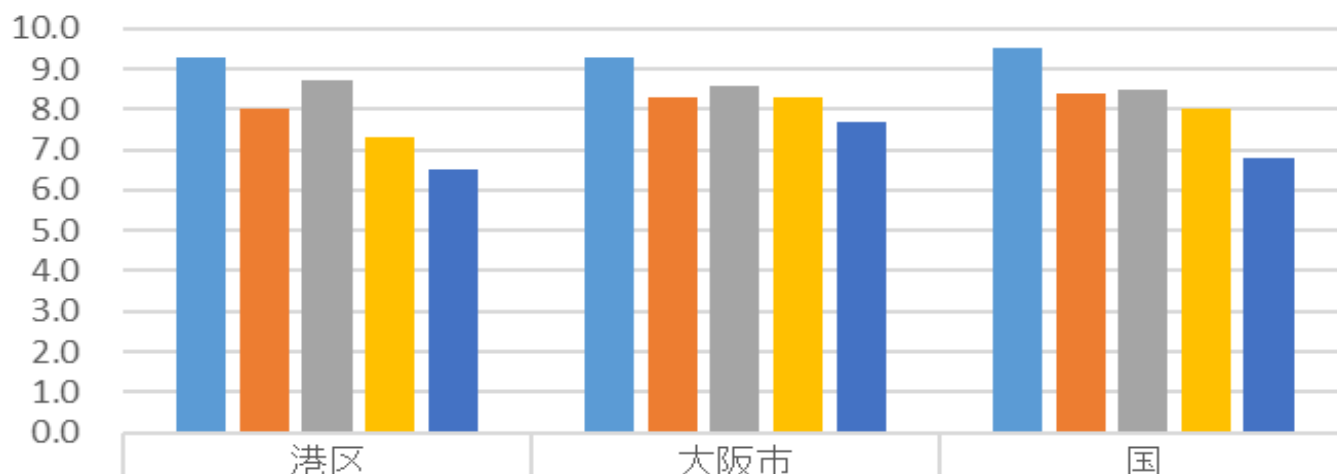


令和2年の前期高齢者数は9,859人、後期高齢者数は11,672人、高齢化率は27.7%となっています。平成12年と比較すると、前期高齢者は1.03倍に増加しているのに対して後期高齢者は2.29倍に増加しており、後期高齢者数の増加が顕著になっています。

なお、大阪市全体では、高齢化率は24.6%となっています。また、平成12年と比較すると、前期高齢者は1.16倍に増加しているのに対して後期高齢者は2.12倍に増加しており、高齢化率及び後期高齢者の伸び率は港区のほうが高くなっています。

資料2

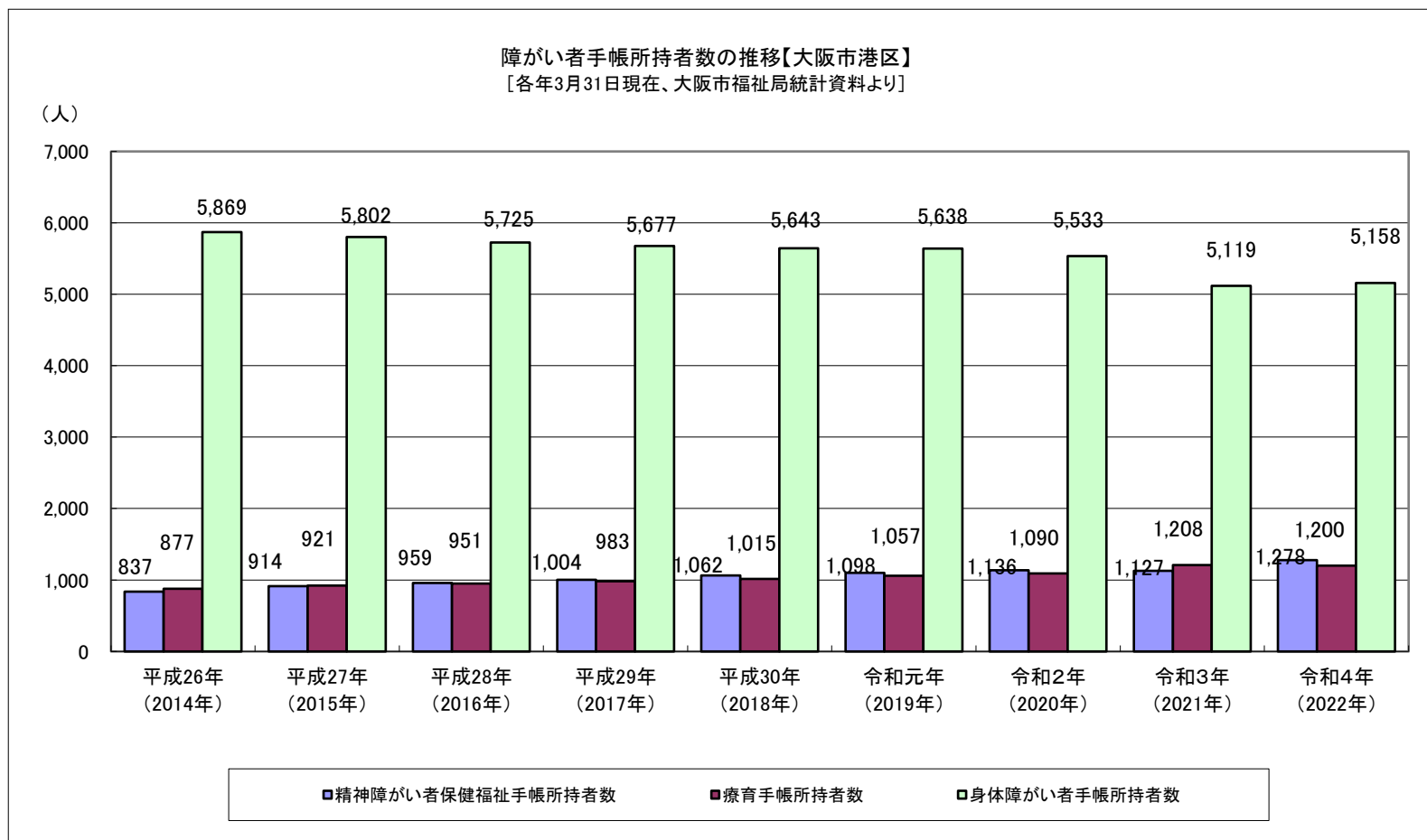
出生率の推移
【各年人口動態統計による】



	港区	大阪市	国
■ 平成12年(2000年)	9.3	9.3	9.5
■ 平成17年(2005年)	8.0	8.3	8.4
■ 平成22年(2010年)	8.7	8.6	8.5
■ 平成27年(2015年)	7.3	8.3	8.0
■ 令和2年(2020年)	6.5	7.7	6.8

令和2年の出生率(人口千人当たりの出生数)は、6.5%となっています。平成22年の出生率8.7%と比較すると大幅に低下しています。また、大阪市や全国の出生率と比較しても、長期的な少子化の傾向が顕著になっています。

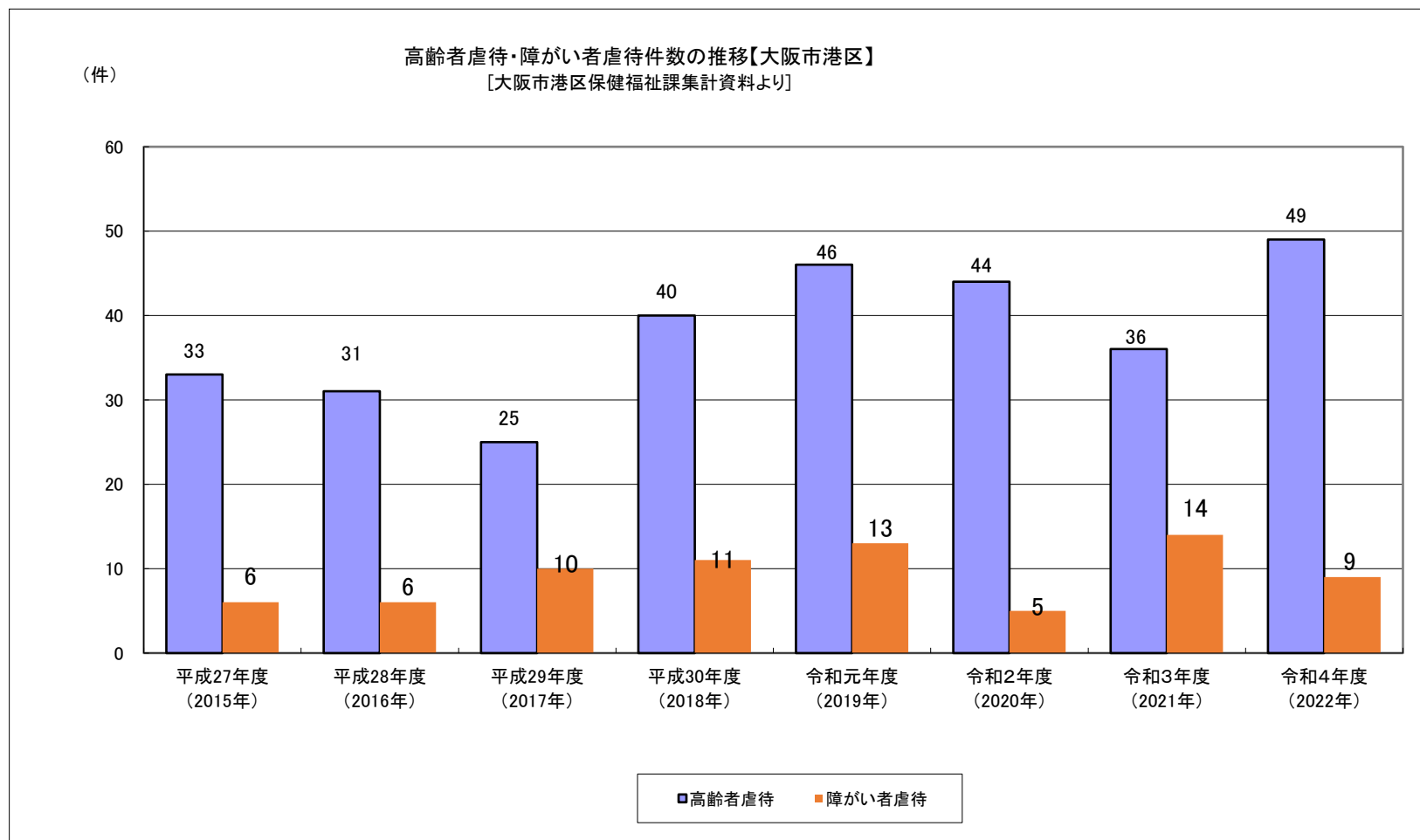
資料3



令和4年度の障がい者手帳所持者数は、身体障がい者手帳が5,158人、療育手帳が1,200人、精神障がい者保健福祉手帳が1,278人となっています。

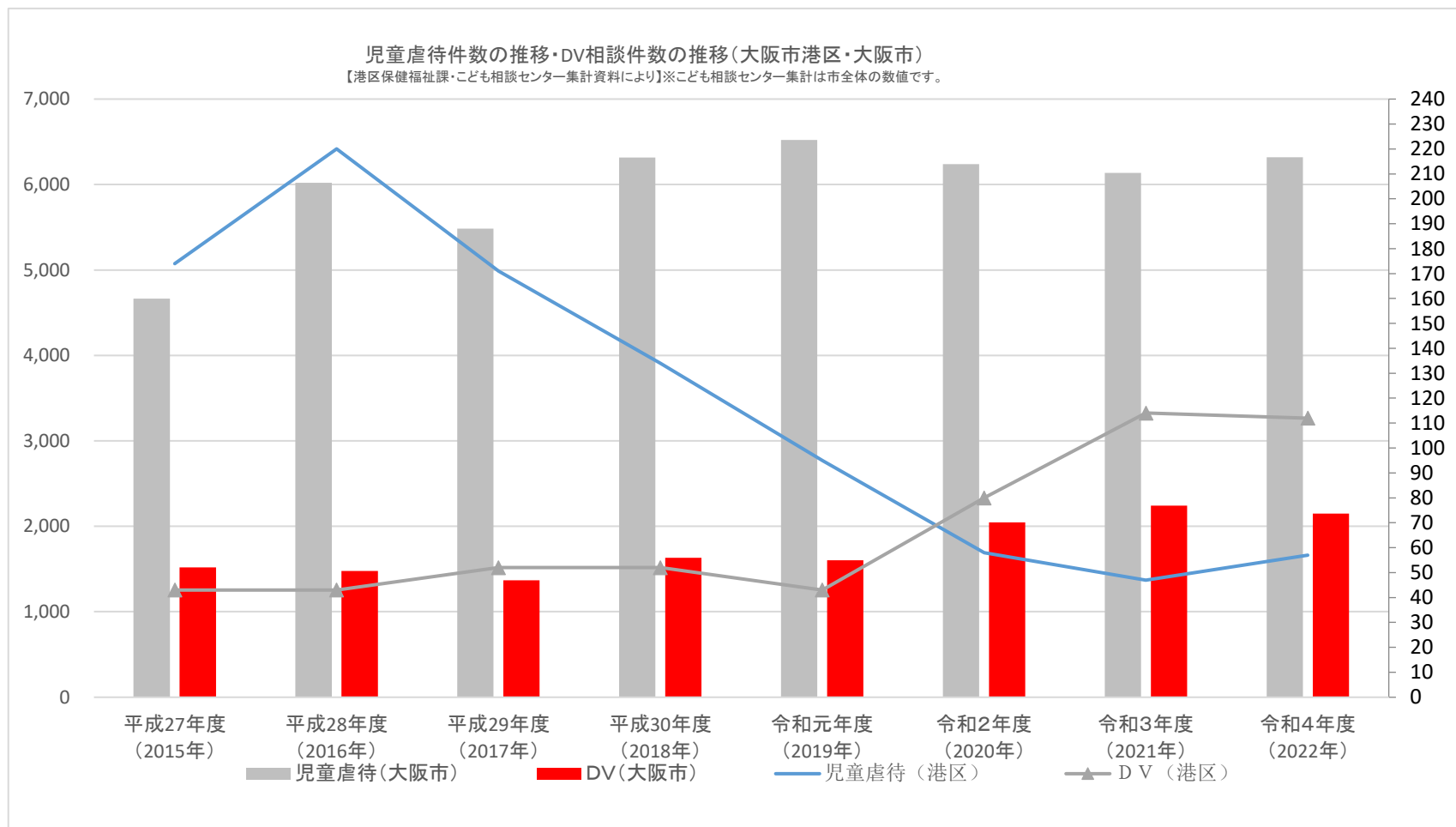
ここ数年の推移をみると身体障がい者手帳の所持者数は平成26年度以降は減少傾向にありますが、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあります。

資料4



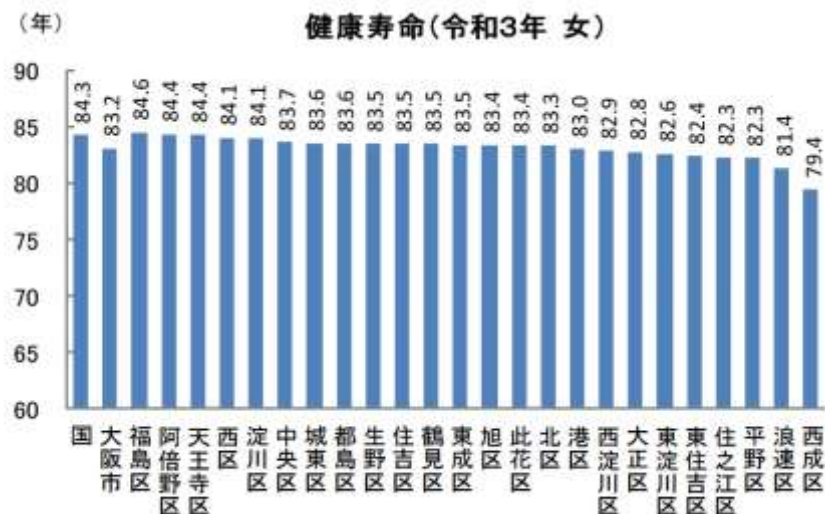
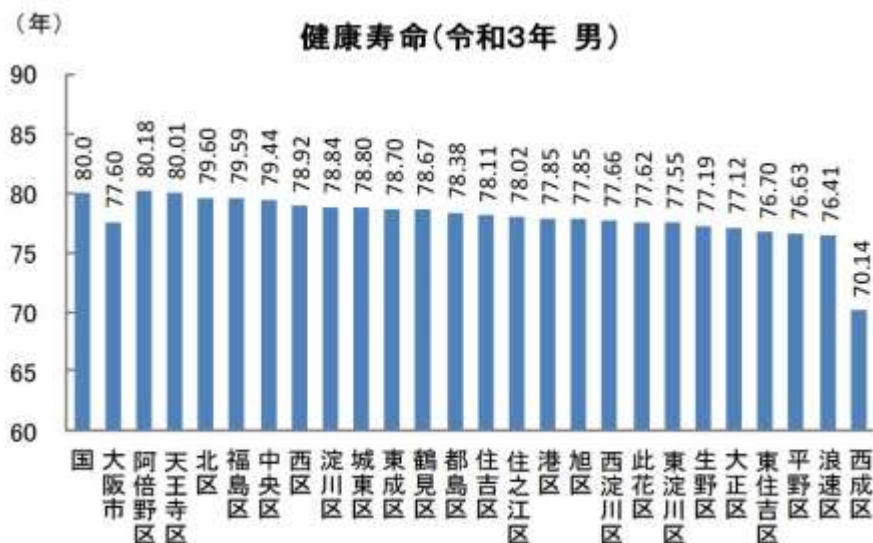
令和4年度の状況を見ると、高齢者虐待相談49件、障がい者虐待相談9件となっており、高齢者虐待相談が増加しています。

資料5



令和4年度の状況を見ると、DV相談112件、児童虐待相談57件となっています。

資料6



使用データ:

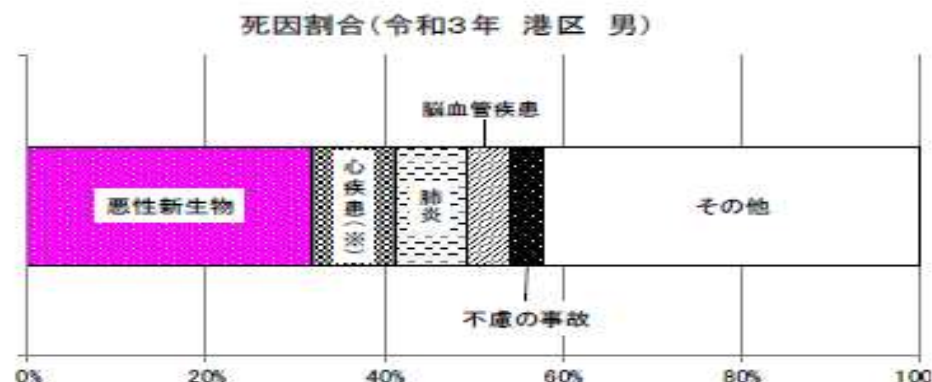
＜大阪市・区＞ 人口:国勢調査または推計人口(各年10月1日現在) 死亡数:人口動態統計
大阪市福祉局介護保険被保険者数・認定者数(各年9月末現在)

令和3年における港区の男性の健康寿命は77.85歳で24区中14番目、また女性の寿命は83.00歳で24区中16番目と他区と比較して短い現状にあります。

資料7

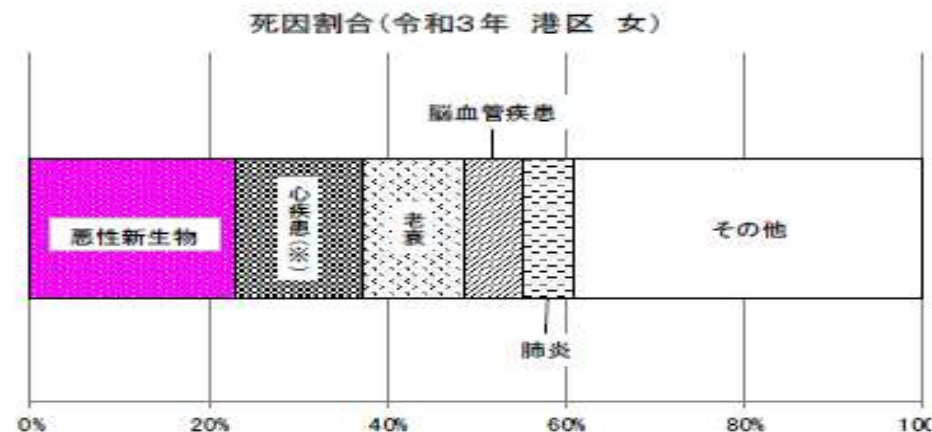
【男】

順位	死因	死亡数 (人)	死因割合 (%)
1	悪性新生物＜腫瘍＞	164	32.0
2	心疾患(※)	47	9.2
3	肺炎	41	8.0
4	脳血管疾患	25	4.9
5	不慮の事故	20	3.9
6	老衰	17	3.3
7	慢性閉塞性肺疾患	12	2.3
8	肝疾患	11	2.1
8	自殺	11	2.1
10	高血圧性疾患	9	1.8
	その他	156	30.4
合計	死亡総数	513	100.0



【女】

順位	死因	死亡数 (人)	死因割合 (%)
1	悪性新生物＜腫瘍＞	116	22.9
2	心疾患(※)	72	14.2
3	老衰	58	11.4
4	脳血管疾患	33	6.5
5	肺炎	29	5.7
6	不慮の事故	17	3.4
7	腎不全	9	1.8
8	高血圧性疾患	7	1.4
8	大動脈瘤及び解離	7	1.4
8	自殺	7	1.4
	その他	152	30.0
合計	死亡総数	507	100.0



(注) グラフは死因上位5位までを表示し、6位以下はすべて「その他」に含まれる。

資料: 厚生労働省「人口動態統計」

※高血圧性疾患を除く

令和3年における死因は男性、女性とも第1位が「悪性新生物」で、第2位が「心疾患」、第3位は男性が「肺炎」で、女性は「老衰」となっています。

用語解説

項 目	説 明	掲載ページ等
アウトリーチ	生活上の問題や課題を抱えているものの、福祉サービスの利用を拒んだり、支援者に対して攻撃的、逃避的な行動を示す人に対して、本人からの要請がない場合でも、支援者の方から本人の元に出向いて支援すること。	14
あんしんさぼーと事業	認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が地域で自立した生活が送れるように援助し、権利擁護に資することを目的としています。 具体的には、ご本人との契約に基づいて福祉サービスなどの利用援助や日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスといった生活支援を行います。	19 
大阪市港区在宅医療・介護連携推進会議	港区における在宅医療と介護の連携を推進し、多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療・介護の支援体制を構築するために設置している会議	11, 16, 17
くらしのサポートコーナー	「生活困窮者自立支援法」に基づき、港区では総合的な支援を行う窓口「くらしのサポートコーナー」を開設し、生活にお困りの方の相談に応じて自立に向けた支援プランを作成するなど、経済的、社会的な自立に向けた支援を行っています。	14 
権利擁護	福祉サービスの利用者本人が、自らの意思を表明するよう支援すること、及び表明された意思の実現を権利として擁護していく活動を意味し、意思表示の能力に限界のある人々については、本人の利益を本人に代わって擁護すること（代弁）をいいます。一人ひとりが自らの生活を自らの選択により決定し、個人としての尊厳をもって日常生活を安心して送るためには、判断能力が不十分な状態であっても、地域において自らの意思に基づいて生活ができるような、権利擁護のシステムの確立が必要です。	11, 14, 17
子育て支援センター	子育ての知識やノウハウを蓄積している保育所の機能や施設を活用して、育児に関する相談や情報提供を行っています。また、遊び場の提供などを通じて、育児指導を行ったり、保護者の交流を促進しています。	5, 16
障がい者基幹相談支援センター	障がい者基幹相談支援センターでは、障がいがある方やその家族等からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供などを行うことにより、地域における生活を支援しています。また、障がい者虐待に関する通報届出の受理や、障がいを理由とする差別に関する相談に応じています。 さらに、各区地域自立支援協議会への主体的な参画や他分野の専門機関との連携、地域の相談支援を行う人材育成の取組などにより、地域における相談支援体制の強化に努めています。	14, 17 

項 目	説 明	掲載ページ等
スクールソーシャルワーカー	教育分野、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、問題を抱えた幼児・児童・生徒に対して、置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていくコーディネーター的な存在です。	14
成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分な方々を保護、支援するために法的に権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重しながら、生活状況や身体状況等も考慮し、本人の生活や財産を守る制度	19 
セーフティネット	すべての人が安心・安全に暮らせる多層的・多面的な生活支援の機能・仕組み	19
総合相談窓口 (ブランチ)	在宅の要支援高齢者若しくは要支援となるおそれのある高齢者又はその家族等に対して、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、家族の介護等に関するニーズに対応した各種の保健、医療、福祉サービス（介護保険を含む）が総合的に受けられるように各関係機関、サービス実施機関及び居宅介護支援事業所等との連絡調整等の便宜を供与し、常に最適な援助が利用できるよう支援する事を目的としています。港区には、港南地域・市岡東地域・築港地域の3箇所に設置されています。	17, 18
総合的な相談支援調整の場（つながる場）	複合的な課題を抱えた人に対し、相談支援機関からの依頼に基づき、「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催し、複合的な課題を抱えた人を適切な支援につなげ、解決を図る仕組み	16, 17 
ダブルケア	育児期にある世帯が親の介護も同時に引き受けるという状態	3
地域活動協議会	校区等地域を基本単位に、さまざまな市民活動団体が幅広く参画し、開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら地域課題に取り組む、自律的な地域運営の仕組み	10, 22
地域支援システム	市、区、地域を単位とする3層のネットワークにより、支援を必要としている住民を支援する大阪市独自の仕組みです。地域住民をはじめ、民生委員・児童委員や地域組織など地域の関係者のネットワークにより、高齢者をはじめ支援を必要としているすべての住民を対象に、地域での見守り、課題発見や相談支援、関係機関への連絡調整、事例検討によるサービス調整や地域支援のあり方の検討、よりよい地域づくりのための取組の実施及び開発、関係先への提言を行っています。	20, 22
地域支援調整チーム	地域支援システムの第2層に位置づけられる、区内の保健福祉に関する関係機関により構成された区レベルのネットワークです。調整チームは、子育て支援、障がい者支援、高齢者支援の各専門部会により構成されており、区の保健福祉の実態把握や課題集約、保健福祉サービスに関する総合調整及び推進のための企画立案、関係機関相互の情報交換、区長への提言を行っています。	20, 22

項 目	説 明	掲載ページ等
人生会議【ACP】アドバンス・ケア・プランニング	命の危機が迫った状態になると、約70%の方が医療やケアなどを自分で決めたり、望みを人に伝えたりできなくなると言われているため、大切にしていることや望んでいること、どこで、どのような医療・ケアを望むかを、自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと共有する取組	11 
地域福祉活動計画	より身近な地域での実情にあった地域福祉を推進するため、概ね小学校区を単位とする地域において策定された活動計画です。平成26年度から、住民主体のさまざまな取組が推進されています。	2, 9, 22 
地域福祉計画	市町村が、地方自治法第107条により、次に掲げる事項として①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項に関する事項を、一体的に定めるために策定する行政計画	1, 2, 9, 20
地域包括支援センター	地域で暮らす高齢者に対して継続的かつ包括的に支援できる地域づくり（地域包括ケア）を推進する中核的な役割を果たす機関として設置されています。主な業務内容は、①高齢者とその家族のための身近な相談窓口、②地域の関係機関や支援者の協力体制づくり、③介護予防のためのケアプラン作成です。	5, 14 17, 18 
認知症サポーター	認知症を理解し、認知症の人や家族を支援する応援者 キャラバン・メイト（講師役）が地域で講座を実施し、認知症サポーターを養成しています。	19 
認知症初期集中支援チーム（オレンジチーム）	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、医療・介護福祉の専門職で構成したチームが、本人や家族の自立した生活のサポートにつながるよう早期診断、早期対応を行っています。	18 
認知症高齢者支援事業「ひまわりじゃらん」	登録者の家族から行方不明の連絡が入り次第、事前登録している協力者にメール配信し、捜索に協力していただく港区社会福祉協議会が行っている事業	19
8050問題	80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題	3
福祉コミュニティ	生活者としての主体性をもった住民が集まり、話し合い、計画し、行動することができるような、自立と連帯を支える多様な仕組みと、地域生活を支援する専門的な保健福祉サービスなどが、うまく連携している地域社会	6, 20, 22

項 目	説 明	掲載ページ等
みなとふれあい福祉のひろば	港区社会福祉協議会がさまざまな団体と協働で福祉のひろば実行委員会を結成し、毎年3月の第1土曜日に区民センターで開催する催し、舞台発表や障がい者作業所の手作り作品バザー、区内の施設利用者の作品展示などを実施しています。	9
みなまるネット	港区地域包括支援センター、港区南部地域包括支援センター、みなとオレンジチーム、見守り相談室、港区障がい者基幹相談支援センター、くらしのサポートコーナー、区役所の各相談支援機関が連携・参画する連絡会議	16
見守り協力事業者	港区では、民生委員、ネットワーク委員などの住民主体の見守り活動に加え、見守り協力事業者として、郵便局や喫茶店、薬局など300近くの団体の事業者が登録し、日頃の業務の中で見守り活動を行い、気づきを専門機関につなぐ取組みを区の独自事業（地域福祉サポート事業）として行っています。	15
見守り相談室	孤立死の防止や災害時の避難支援、認知症高齢者等の行方不明時の早期発見など、地域の支え合いを強化することで安心して暮らせるまちづくりを進めるため、港区社会福祉協議会に「見守り相談室」を設置しています。業務内容は①要援護者名簿に係る同意確認・名簿整備、②孤立世帯等への専門的対応、③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見に係る対応です。	5, 14, 15 
民生委員・児童委員	地域において支援を必要とする生活困窮者、低所得者、高齢者、障がいのある人、こども、ひとり親家庭など、さまざまな理由により社会的な支援が必要と考えられる人々に対して、常に住民の立場に立って相談・支援を行うとともに、行政機関などの業務に協力する人で、民生委員は民生委員法に定められ、児童委員は児童福祉法によって民生委員が兼ねることとなっています。 また、民生委員・児童委員の中から、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が選任されています。民生委員制度の前身である「方面委員制度」は、全国に先駆けて大阪で大正7年に創設されました。	5, 12, 17
ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満のこども（法律上の定義ではありません。）	3, 17 
要保護児童対策地域協議会（要対協）	虐待を受けているこどもを始めとする支援対象児童等の早期発見及び適切な保護や支援を図るため、保健機関、福祉機関、医療機関、教育機関等が、そのこども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していくための協議会	16, 18, 20
老老介護	介護する側もされる側もお互いに老人である状態	3

主な相談窓口

港区役所

名 称	相談対象・内容	所在地・電話番号	QRコード
保健福祉課(福祉)	高齢者・障がい者などに関する各種相談手続	区役所3階32番窓口 06-6576-9857	
保健福祉課(子育て支援)	子育てに関する各種相談手続	区役所3階32番窓口 06-6576-9856	
保健福祉課(介護保険)	介護保険に関する各種手続き	区役所3階31番窓口 06-6576-9859	
保健福祉課(保健衛生)	各種検診、難病、保健衛生、生活環境などに関する各種相談手続き	区役所3階34番窓口 06-6576-9882	
保健福祉課(地域保健活動)	保健師による心と身体 の健康相談	区役所3階33番窓口 06-6576-9968	
保健福祉課(生活支援)	生活保護の相談手続きなど	区役所2階21番窓口 06-6576-9873	
くらしのサポートコーナー	生活困窮(生活のお困りごと)に関する各種相談	区役所2階 06-6576-9897	

港区社会福祉協議会

港区社会福祉協議会 ひまわり	生活福祉資金貸付相談、あんしんサポート、ボランティア、市民活動に関する相談など	港区弁天2-15-1 06-6575-1212	
見守り相談室	要援護者や社会的孤立者への対応	港区弁天2-15-1 06-6575-1214	

地域包括支援センター

名 称	相談対象・内容	所在地・電話番号	QRコード
港区地域包括支援センター	高齢者の総合相談窓口（波除地域・弁天地域・磯路地域・田中地域・南市岡地域・市岡地域）	港区弁天2-15-1 06-6575-1212	
港区南部地域包括支援センター	高齢者の総合相談窓口（八幡屋地域・港晴地域・三先地域・池島地域・築港地域）	港区池島1-1-18 06-6536-8162	
市岡東ランチ	高齢者の総合相談窓口（波除地域・南市岡地域）	港区波除5-4-7 06-6585-3395	
港南ランチ	高齢者の総合相談窓口（市岡地域・田中地域）	港区市岡1-5-30 06-4395-8888	
築港ランチ	高齢者の総合相談窓口（港晴地域・築港地域）	港区築港2-4-16 06-6599-0616	
みなとオレンジチーム	認知症に関する相談	港区池島1-1-18 06-6536-8198	

各種相談機関リスト

港区障がい者基幹相談支援センター	障がいに関する各種相談	港区波除5-7-6 ハイツネット101 06-6585-2211	
港区子ども・子育てプラザ	子育ての情報提供、子育て支援講座、講演会やセミナーの開催など	港区磯路1-7-17 06-6573-7792	
港子育て支援センター	子育ての情報提供、子育てに関する相談や支援、子育て支援に関する講習会の開催など	港区八幡屋3-12-11 06-6576-4320	
港区老人福祉センター	高齢者の各種相談、レクリエーションなど	港区磯路1-7-17 06-6575-1368	
大阪市休日夜間障がい者・高齢者虐待ホットライン	休日・夜間帯における障がい者虐待及び高齢者虐待の通報窓口	06-6206-3725	